

← 第一卷 → ← 第二卷 → ← 第三卷 →

目次

1. 平和条約問題研究幹事会関係	自昭和 20 年 11 月
2. 国際委員会及び審議室設置運営関係	自昭和 22 年 8 月
3. 平和条約の時期及び手続	自昭和 22 年 6 月
4. 平和条約関係特殊問題に対する意見及び日本現状に 関する資料	自昭和 22 年 6 月
外務省	
5. 平和条約一般的見解	自昭和 22 年 6 月
6. 平和条約関係重要会議記録	自昭和 21 年 1 月
7. 平和条約後における日本の安全保障に関する 各種論策	自昭和 22 年 10 月
8. 対日平和予備会議招請問題の現段階(調書)	自昭和 22 年 12 月
9. 対日平和会議招集問題の経過一覽表	自昭和 23 年 1 月

← 第五巻 ←		← 第四巻 ←		← 第四巻 ←		→	
19.	マシヨリテイピース対策研究作業	18.	国際情勢の見通しと対日講和	17.	平和条約に関する日本政府の一般的陳述(英文)	16.	ドレーパー使節団と日本側関係者との会談
自昭和24年11月		自昭和24年12月		自昭和24年6月		自昭和23年4月	
				15.	ドイツにおける民政移管の方式(調書)		
				自昭和23年10月			
				正常国際関係への復帰			
				外務省			
				14.	平和条約前におけるイタリヤの主権回復と		
				自昭和22年11月			
				13.	対日平和条約想定大綱関係		
				自昭和23年12月			
				12.	対日平和問題の経過及び現状(調書)		
				自昭和23年6月			
				平和の問題(調書)			
				11.	対日平和問題の現段階と平和条約前		
				自昭和23年6月			
				10.	対日平和の現段階(調書)		
				昭和23年6月			

34
講和問題
有
次
議
員
要
望
上
書
款

細目次

(1) 沖繩、閩、琉陳情書案

自昭和 年 月

(2) 北海道付屈諸島の復帰陳情書

自昭和 年 月

(3) 齒舞、千島、南西諸島返還要望

自昭和 年 月

自昭和 年 月

自昭和 年 月

自昭和 年 月

自昭和 年 月

(1)
沖繩に関する陳情書案

産物を貢納 朝廷はこれを皇大神宮を始め諸社に奉
獻しまたそれらの島民に位を授けてその勞を編はれ
るる 延喜式(九二七年著)民部大宰府の條下に南島
産の貢物赤木鎮收の項あり南島を九州大宰府の
所屬に屬してゐた事が推量せらる

源為朝渡来 沖繩が統一体としてその歴史のほゞ徴する
に足るものは十二世紀の半頃でその開祖たる舜舜天は沖
繩に渡来せる鎮西八朗源為朝の子と傳へられ沖
繩ではこれを信じて今でも第一祖として祀つてある

南洋に轉換 賴朝が鎌倉に幕府を開いて朝廷の
威力が衰へてかり公式の交通はなかつたが貿易の爲めに
島民が日本本土と往復してゐた事はその時代の文
例へば言語、宗教、美術の上からも証明される然るに

鎌倉の末期から日本本土が戦乱期に入つて交通出
来ぬ爲めに沖繩人は方向をかへて南洋方面に進出
十四世紀の頃遠くシンガポール附近にも航してゐる

中國との關係 十四世紀半頃明の大祖が即位するや沖繩
に使者を派遣し修交を求めた當時沖繩は群雄割
據して西覇を争ひ戦乱百余年に及び民力疲弊したの
で中部の覇權者察度は大國の援助を得て國內

の争亂を鎮めんと企圖し明の招諭に應じ弟を中國
に派し修交を結んだ。これ沖繩が中國に通ずる濫觴
である實にわが足利義滿の時代である爾來沖繩と
中國との關係は明治直前迄五百年も繼續したか

然しその關係は貿易が主眼であり支那は後人を沖
繩に駐地せしめて内政に干渉するが如き事は一度も

なく支那が沖縄を政治的に支配した事はない。薩摩の附庸國 沖縄は貿易の利味から明朝次第で清朝の中國と親しんだ結果兎角わが方と疎縁となり家康が將軍とあつても貢納しないので薩摩藩はその懈怠を理由に沖縄に兵を進めて之を討ち沖縄は遂に薩摩の附庸國となつた。慶長十四年の頃である。然し薩藩は琉球の支那貿易の利潤を独占しようとするのが真意であるから琉球を独立王國と擬せしめ支那貿易を繼續せしめ明治初年に至る迄安んじ三百年間薩摩はその利権を独占した。明治維新となつて薩摩の附庸國から脱し同時に支那との單獨貿易は廢され一躍明治政府の直轄となり沖縄縣が設置され堂々日本の主權が

確立された。

米國との關係 日本帝國の恩人アメリカ水師提督ペルリは幕府との通商開始交渉を始める前に先づ沖縄那覇に軍艦數隻を碇泊せしめることを基地として浦賀に往來し幕府との交渉を續けながら琉球政府に對し米國艦船の修理場を設置薪炭給水及び米國人の爲めの開市を求め政府も之を容れて條約を締結した。世に云ふ米琉條約が是である而してペルリは那覇からワシントンの米國海軍長官に對し日本政府が協議を拒否した場合アメリカ市民に與へられた侮辱と損害の報酬として日本の屬領たる琉球を米國々種の監視の下に置かん事を期す云々の書を送り沖縄が日本の領土たるを當時

既に認めらる

米國公使もまた認め、明治五年九月明治政府が琉球國主尚泰を藩主に對し琉球の日本併合をアメリカ政府に通告し左に對し駐日米國公使テロニグ氏はわが副島外務卿に宛て琉球島主儀日本帝國の故大名と同格に列せられ華族に叙せられ候旨仰知らせしに承知仕候然れば是より後して琉球は合併せられ日本帝國の一部分と相成候一云々と圖書し何等異議を唱へず明治初年早くも沖繩の日本領土たるをアメリカは承認してある

カイロ宣言 カイロ會議に於て過去半世紀に亘る範圍外、日本が暴力又は貪慾に依り略取した地域を取り返すに決議され滿洲、台灣は中國

に還附朝鮮は獨立國となし南洋の日本委任統治領は奪ひ返す事となり宣言通り夫々實質行されてあるが沖繩は右の範圍外にあるのが指名されて居ないので当然であり大体以上の如く沖繩は固有の日本であり日本以外の諸外國に奪つて領有されたる事はない。

神絶の日本使節に関する陳情

太平洋戦争終結後、神絶は現在アメリカ軍政府の布下全神絶民はアメリカ軍政府の食糧衣料運來資材の供給を受け、奉養一政復興に努むつゝあり。アメリカ軍政府に対し神絶民の感謝として、英は輸入食糧救世七補、食生活の安定、得た日本全國民が連合軍司令部へ感謝して、この全國民であり、し、その感謝は感謝として、神絶神民大多数の心裏の情は日本への復讐であり、戦前同様日本の一地方として復興したいと云ふの本心であり、この理論を理蒙りありせぬ、神絶人は日本人であり、子孫の家の歸り、いふのと同じ乳折の人情自然の發露であり、

戦争中も日本全國民と共に苦闘し、英、戦勝をたつて多大の犠牲を神絶に討し日本全國民は感激として、英の同情と英を信じて、日本復讐方を希望して居ます。この同胞愛にも多く日本人固有の人情美であり、新く、如く地元の神絶人と本土日本全國民とは、この情愛の結合があり、彼等精神絶初め、悲病の間に生じて居るのであります。

吾等東京在住の神絶出身者は、ここに希望を得て相協力し、神絶の日本復讐陳情と思ひ立ち、連合國最高司令部で神絶復興四年計画樹立の報と併致し、これに最近連合國總司令部で神絶復興四年計画樹立の報と併致し、参考資料として、吾等の希望を込めて十数項の復興案と元師の口述を、此の冒頭に神絶の復興はアメリカの資金資材の投入と永年連續關係を、日本との再連絡に依るもの不可能であること述べて、更に、吾等最大の希望は神絶が日本に復讐し、日本の民主新憲法が神絶にも施行され、この一点を、この強調し、總司令部の理解と同情を得るに努めて居ます。去る昭和三十一年一月連合國總司令部の「書」北緯廿度以南の神絶諸島は日本行政に及ぼさずとして、神絶は今日日本と同等の地位を占め、吾等が然し、該直書の結尾には、但し、これは、最後決定に非ずとの但書があり、吾等は、この但書に希望を繫いで陳情し、この次も、勸ります。然し吾等だけの陳情では極めて微力であり、本来、この全國民が、吾等の陳情を、べきこと